（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　［略］

(1)～(5)　略

(6)　設備規則第四十九条の二十三の三第一号に規定する技術基準

(7)　設備規則第四十九条の二十三の四に規定する技術基準

(8)　設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

(9)　設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準

(10)　設備規則第四十九条の二十四第三項第一号に規定する技術基準

(11)　設備規則第四十九条の二十四第三項第二号に規定する技術基準

(12)　設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準

(13)　設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準

(14)・(15)　略

［六・七　略］

七の二　設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準

八～十二　［略］

備考　表中の［ ］の記載は注記である。

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

［一～四　同上］

五　［同上］

(1)～(5)　同上

(6)　設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

(7)　設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準

(8)　設備規則第四十九条の二十四第三項に規定する技術基準

(9)　設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準

(10)　設備規則第四十九条の二十四第五項第一号に規定する技術基準

(11)　設備規則第四十九条の二十四第五項第二号に規定する技術基準

(12)　設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準

(13)　設備規則第四十九条の二十四第七項に規定する技術基準

(14)・(15)　同上

［六・七　同上］

八　設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準

九～十三　［同上］

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の５及び第20条の８関係） ［１～３　略］ ４　４枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表　略］ ５　５枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表　略］	**別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の５及び第20条の８関係） ［１～３　同左］ ４　４枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表　同左］ ５　５枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表　同左］

備考　表中の［ ］の記載は注記である。